

物件明細

物件番号		所在地 (路線名)	藤井寺市野中一丁目240番3外3筆の一部 (国道170号 野中跨道橋下)		交通 機関	近鉄南大阪線 古市駅 北西 約1.5km		最 低 占用料 (年額)	587,710円 / 年		占用期間	5年					
6																	
土地の概要							特記事項										
面 積		占用許可対象面積					722 m ²					1 平面駐車場(ただし、自社用に限る。)及び資材置場としての利用に限定しています。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。					
接面道路 の状況		東側:国道・幅員約13.0m・舗装有・高低差無・南行一方通行 西側:国道・幅員約8.0m・舗装有・高低差無・北行一方通行 南側:国道・幅員約10.0m・舗装有・高低差無															
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域															
		用途地域		準住居地域													
		地域地区		準防火地域・第1種高度地区													
		建ぺい率		60%		容積率		200%									
	その他の 法令等	・道路法(国道170号区域内) ・消防法 ・文化財保護法(はざみ山遺跡) ・景観法(古墳近傍地区)															
その他条件		・火気厳禁															
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況			照会先及び電話番号												
		対象地周辺		対象地内													
	公営 水道	本管		引込管	大阪広域水道企業団藤井寺水道センター工務課 072-939-1324												
		有		無													
	電気	配電線		引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081												
		有		無													
	都市 ガス	本管		引込管	大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141												
		有		無													
	公共 下水道	本管		引込管	藤井寺市都市整備部下水道課 072-939-1111(代)												
		有		無													
2 占用期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。																	
3 対象地への車両等の出入りについては、対象地南西側の既設門扉からのみ認めます。なお、出入口の拡幅・移設等の変更は認められません。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府富田林土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担です。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 大阪府羽曳野警察署 交通課 電話 072-952-1234(代)																	
4 対象地にある架空構造物の地上からの高さは、最も低い箇所です約3.0mです。																	
5 排水が生じる利用をする場合は道路及び既設集合桝へは流さないでください。排水の処理については、藤井寺市都市整備部下水道課と協議してください。 (お問い合わせ先) 藤井寺市都市整備部下水道課 電話 072-939-1111(代)																	
6 対象地には公共水道及び下水道の引き込みはありません。引き込みを希望する場合は、下記お問い合わせ先と協議してください。なお、公共水道及び下水道の引き込みに伴う協議及び費用等は、全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 大阪府広域水道企業団藤井寺水道センター工務課 電話 072-939-1324 藤井寺市都市整備部下水道課 電話 072-939-1111(代)																	
(裏面へ続く)																	

(裏面へ続く)

特 記 事 項

- | | |
|--|---|
| <p>7 電気の引き込みについては、大阪府富田林土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。なお、電気の引き込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)
関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> | <p>12 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。</p> |
| <p>8 ガスの引き込みについては、大阪府富田林土木事務所及び大阪ガスネットワーク株式会社と協議してください。なお、ガスの引き込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)
大阪ガスネットワーク株式会社 電話 06-6202-2141</p> | <p>13 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> |
| <p>9 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「はざみ山遺跡」の一部に指定されています。
対象地を使用するにあたり、掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があるほか、過去に発掘調査がなされていない箇所における掘削の場合は、発掘調査が必要となります。詳細については、藤井寺市教育委員会文化財保護課に確認してください。
なお、これらの届出や調査に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課 電話 072-939-1111(代)</p> | <p>14 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> |
| <p>10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、対象地の出入口門扉付近に、大阪府警察が所有する信号用ケーブルの管理用の人孔があり、信号用ケーブルの保守点検等のため、警察職員又は大阪府警察から発注を受けた業者が対象地に立ち入ることがあります。人孔上には物件を置かないようにしてください。さらに、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の全て負担となります。</p> | <p>15 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占有に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。</p> |
| <p>11 橋梁などの管理施設は点検や補修を実施することがあります。令和8年度に跨道橋の点検をする予定であり、一定期間、占有できなくなる場合がありますが、その占有料や補償を大阪府において負担することはできません。また、点検等に伴い、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、全て占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府富田林土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 維持保全課 電話 0721-25-1131(代)</p> | |

(1)位置図 (物件番号:第6号)



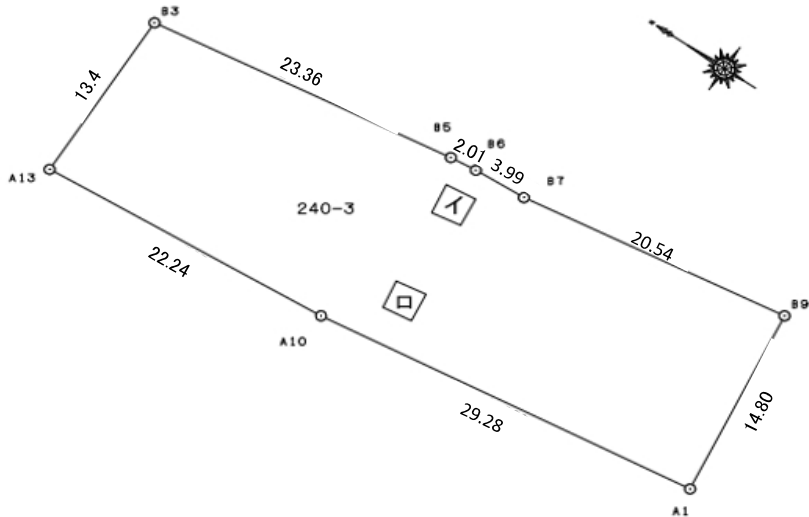
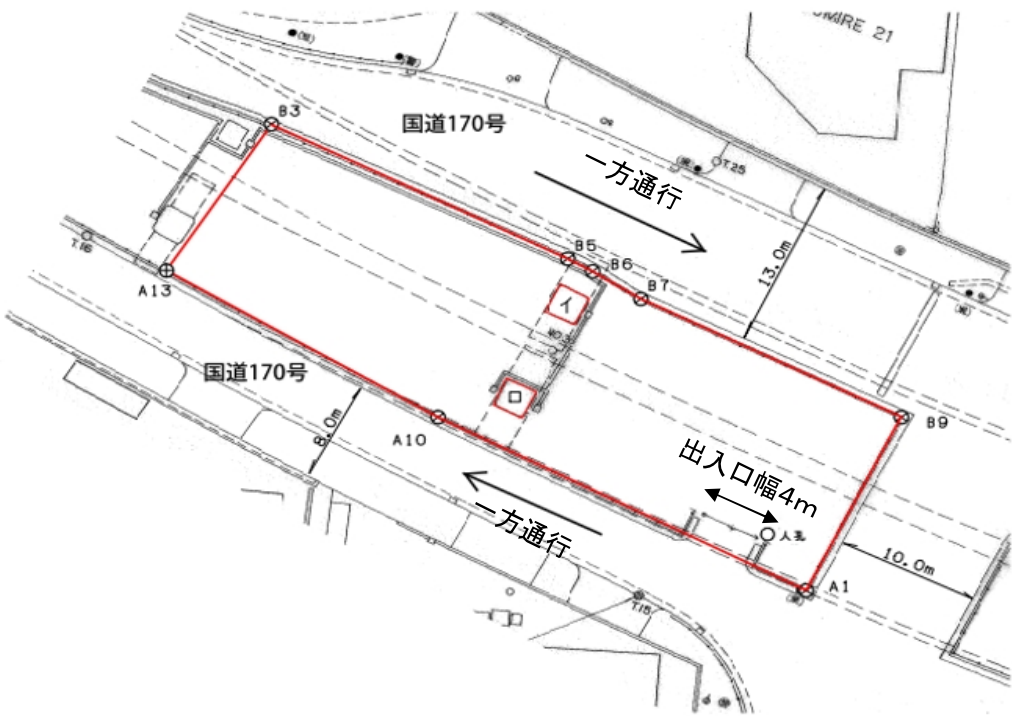
出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第6号)

藤井寺市野中一丁目240番3外



地番	240-3				
点名	X	座標	Y	座標	Yn*(Xn+1-Xn-1)
B3	1041.326		968.595		868.829715
B5	1031.051		989.583		-11122.912920
B6	1030.086		991.348		-3029.559488
B7	1027.995		994.752		-11058.657984
B9	1018.969		1013.212		-22526.742396
A1	1005.762		1006.518		1.006518
A10	1018.970		980.385		23913.550920
A13	1030.154		961.161		21487.715316
面積	733.3851595		倍面積	1466.770319	
			地積	733.38	m²

控除面積(橋脚部 イ+口) $2.4 \times 2.4 \times 2 = 11.52$
占有許可対象面積 $733.38 - 11.52 = 721.86$
 $\approx 722\text{m}^2$ (小数点切り上げ)

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和元年7月31日
事業者名	大阪府